

各支援制度に関するお問合せ窓口一覧

当パンフレットに記載されている内容について詳しくお知りになりたい方はそれぞれの担当部署までお問合せください。



国や滋賀県の補助金

- ①みらいエコ住宅2026事業【国土交通省】 ☎0570-081-789
- ②滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金【公益財団法人淡海環境保全財団】 ☎077-569-5301
- ③木の香る淡海の家推進事業【県産木材活用推進協議会】 ☎077-574-7600
- ④既存住宅状況調査(インスペクション)に対する補助金【滋賀県土木交通部住宅課企画係】 ☎077-528-4235
- ⑤しが ZEH 新築支援事業費補助金【滋賀県土木交通部住宅課企画係】 ☎077-528-4235

長浜市の補助金

- ⑥長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金【住宅課】 ☎65-6533
- ⑦長浜市感震ブレーカー設置補助金【防災危機管理課】 ☎65-6555
- ⑧長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金【環境保全課】 ☎65-6513
- ⑨長浜市宅配ボックス設置促進補助金【環境保全課】 ☎65-6513
- ⑩長浜市産材利用促進事業補助金【森林田園整備課】 ☎65-6526
- ⑪木造住宅たいしん診断事業【建築課】 ☎65-6543
- ⑫木造住宅の耐震改修工事に対する補助金【建築課】 ☎65-6543
- ⑬耐震シェルター等の普及事業費補助金【防災危機管理課】 ☎65-6555
- ⑭ブロック塀等の安全確保に対する補助金【建築課】 ☎65-6543
- ⑮長浜市しょうがい者日常生活用具給付等事業【しょうがい福祉課】 ☎65-6372
- ⑯長浜市在宅重度しょうがい者住宅改造費助成【しょうがい福祉課】 ☎65-6372
- ⑰長浜市高齢者小規模住宅改造経費助成【介護保険課】 ☎65-8252
- ⑱介護保険制度を利用した住宅改修費支給【介護保険課】 ☎65-8252
- ⑲長浜市結婚等新生活支援事業【未来こども若者課】 ☎65-6371
- ⑳長浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金【環境保全課】 ☎65-6513

減税制度

- ㉑改修工事を行った住宅の固定資産税減税制度【税務課】 ☎65-6523
- ㉒住宅ローン減税制度【国土交通省住宅局住宅経済・法制課】 ☎03-5253-8111

このパンフレットについてのお問合せは

長浜市都市建設部住宅課住まい政策係

☎ 0749-65-6533

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地 E-mail: jutaku@city.nagahama.lg.jp

2026年5月作成

2026

ながはま
すみごこちあっぷ



長浜市では、市民のみなさんの住みごこちを高めるため、住宅の新築、購入、改修や住環境の整備に対し、支援を行っています。

■国や滋賀県の補助金 P2

- ①みらいエコ住宅2026事業
- ②滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金
- ③木の香る淡海の家推進事業
- ④既存住宅状況調査(インスペクション)に対する補助金
- ⑤しが ZEH 新築支援事業費補助金

■長浜市の補助金 P3~7

- ⑥長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金
- ⑦長浜市感震ブレーカー設置補助金
- ⑧長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金
- ⑨長浜市宅配ボックス設置促進補助金
- ⑩長浜市産材利用促進事業補助金
- ⑪木造住宅たいしん診断事業
- ⑫木造住宅の耐震改修工事に対する補助金
- ⑬耐震シェルター等の普及事業費補助金
- ⑭ブロック塀等の安全確保に対する補助金
- ⑮長浜市しょうがい者日常生活用具給付等事業
- ⑯長浜市在宅重度しょうがい者住宅改造費助成
- ⑰長浜市高齢者小規模住宅改造経費助成
- ⑱介護保険制度を利用した住宅改修費支給
- ⑲長浜市結婚等新生活支援事業
- ⑳長浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

■減税制度 P7

- ㉑改修工事を行った住宅の固定資産税減税制度
- ㉒住宅ローン減税制度

長 浜 市

すまいづくりのお手伝い



【国】① みらいエコ住宅 2026 事業 —Me 住宅 2026—

2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する良質なストック形成を図るため、省エネ性能等を有する新築及び既存住宅への支援を実施し、物価高の影響を受けやすい住宅分野の省エネ投資を支えます。

補助対象事業	補助額および上限	古家の除去を伴う場合の補助金の加算額
A 注文住宅の新築	G X志向型住宅 地域の区分※1が1～4地域 125万円/戸 上記以外 110万円/戸	20万円/戸※3※4
B 新築分譲住宅の購入	長期優良住宅 地域の区分※1が1～4地域 80万円/戸※2 上記以外 75万円/戸※2	
C 賃貸住宅の新築	Z E H水準住宅 地域の区分※1が1～4地域 40万円/戸※2 上記以外 35万円/戸※2	

※1 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく地域の区分(「建築物エネルギー消費性能基準等を定める令」における算定方法等に関する事項 附則第10)
 ※2 国土交通省のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/comm/00180627.pdf)を参照
 ※3 A注文住宅の新築、B新築分譲住宅の購入においては、新築住宅の建築主・購入者(本事業実施者)が、所有する住宅の解体工事を完了し、2025年11月28日以前、完了報告まで完了したものに限り、また、古家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限り、解体した既存住宅の住戸または新築する賃貸住宅の住戸のいずれかより古い戸建について位置を算定することができます。
 ※4 賃貸住宅の新築においては、賃貸住宅の建築主かつ賃貸オーナーまたはその親類(建築主が個人である場合に限り)、所有する住宅の解体工事を完了し、2025年11月28日以前から完了報告まで完了したものに限り、また、古家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限り、解体した既存住宅の住戸または新築する賃貸住宅の住戸のいずれかより古い戸建について位置を算定することができます。

対象住宅	改修工事	補助上限額
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修(必須工事あり)	上限: 100万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修(必須工事あり)	上限: 50万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修(必須工事あり)	上限: 80万円/戸
平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修(必須工事あり)	上限: 40万円/戸

※補助金申請手続きは、登録事業者が行います
 ※詳細な適用条件につきましては、事前に公ウェブサイトをご参照頂けますようお願い申し上げます
<https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/>



【県】② 滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金

個人の既存住宅において、再エネ・省エネ設備の設置を補助します。

【対象設備】
 太陽光発電システム、高効率給湯器(エネファーム、その他給湯器)、太陽熱利用システム、家庭用蓄電池、断熱改修、窓断熱設備、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)
 【主な補助金額】※①内は重点対策加速化事業該当の場合
 太陽光発電システム4万円(7万円/kW(促進区域内は上限なし)) 高効率給湯器(エネファーム)6万円(35万円) 高効率給湯器(エネファーム以外)2万円(10万円～) 家庭用蓄電池5万円(蓄電池価格の1/3(ただし155万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3以内、促進区域内は上限なし)) 断熱改修2万円(20万円※※、窓等断熱改修含む)
 お問合せ 公益財団法人淡海環境保全財団 ☎077-569-5301
<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r08smart-life/>



【県】③ 木の香る淡海の家推進事業

びわ湖材を使用して住宅などを新設(新築、改築、増築)、木質化改修または木扉の設置をされる場合、工事を行う県内の工務店等に対してその購入費等の一部を助成します。

【対象事業および助成金額】
 ①新設(新築、改築、増築)

区分	1戸あたりのびわ湖材使用量	助成金額	備考
I	7.5㎡以上15㎡未満	30万円	構造材に3㎡以上使用
II	15㎡以上20㎡未満	40万円	構造材に5㎡以上使用
III	20㎡以上	50万円	構造材に7㎡以上使用

 ②木質化改修(内外装木質化、耐震改修)
 内外装木質化面積および耐震改修面積1㎡あたり3,000円(上限額20万円)
 ③木扉設置
 木扉設置面積(びわ湖材鉛直投影面積)1㎡あたり5,000円(上限額30万円)
 お問合せ 県産木材活用推進協議会 ☎077-574-7600



【県】④ 既存住宅状況調査(インスペクション)に対する補助金

既存住宅の売買時における住宅の状況等を目視・計測等により把握する調査「インスペクション※」の実施にかかる費用を支援します。(事前に申請が必要です。)
※既存住宅状況調査技術者による既存住宅状況調査方法基準に基づく調査

【対象者】 中古住宅の売主または買主(購入前または引渡し後3か月以内) ※個人が対象、個人事業主を除く
 【対象住宅】 滋賀県内の住宅
 【補助金額】 インスペクション費用の半額
 補助上限額は、下記①は5万円、②は25万円
 ①空き家バンク登録住宅または主要な鉄道駅または市町の中心部から半径2km以内に立地する住宅(詳細はHPをご確認ください)
 ②①以外の住宅
 お問合せ 滋賀県交通まちづくり部住宅課企画係 ☎077-528-4235



⑥ 長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金

子育て世帯または若者夫婦世帯が、市内事業者による新築住宅の建築・購入や、取得した中古住宅のリフォーム改修を行う場合、工事費用の一部を補助します。

【対象者】 下記の①、②のすべてを満たす方
 ① 子育て世帯または若者夫婦世帯(夫婦のいずれかが39歳以下)世帯
 ② 注文住宅の建築または新築分譲住宅の購入、取得した中古住宅の改修工事を実施する者
 ③ ②における工事が、市内に本店のある事業者又は市内に住民登録を有する個人事業主が行うもの

【補助金額】 補助金額 最大150万円
 (基本金額30万円と加算項目あり(子育て世帯・市外からの転入世帯・住宅用地取得・建替え・空き家活用に対し、各30万円ずつ加算))

お問合せ 住宅課(2階) ☎65-6533



すまいづくりのお手伝い



住環境

⑦長浜市感震ブレーカー設置補助金

地震が発生した際に、電気による火事を防ぐため、住宅に設置する感震ブレーカーの購入および設置費用の一部を補助します。

- 【対象者】 市税等に未納がなく、市内に住宅を所有する方
 【補助金額】 購入および設置費用の1/2(上限3万円)

お問合せ 防災危機管理課(3階) ☎65-6555



⑧長浜市太陽光発電システム等設置促進補助金

太陽光発電・蓄電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS等)を新たに設置する市民や事業者に補助します。

【対象事業】 自宅や事業所等への太陽光発電・蓄電システム家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及びV2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)の設置、またはこれらの設備が設置済住宅の取得

- 【補助金額】 ・発電システム2万円/kW(限度額6万円)
 ・蓄電システム2万円/kWh(限度額10万円)
 ・家庭用エネルギー管理システム設置費用の1/3以内(限度額2万円)
 ・V2H設置費用の1/3以内(限度額4万円)

【対象要件】 発電された電気の全部または一部を住宅等で消費すること。また対象者に関する要件もあります。

お問合せ 環境保全課(1階) ☎65-6513



⑨長浜市宅配ボックス設置促進補助金

宅配物の再配達による二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止を推進するため、宅配ボックスの購入設置に対し補助します。

- 【対象経費】 宅配ボックス(家庭用)の本体価格と取り付け費用
 【補助金額】 対象経費の1/2(限度額は5千円) ※事業所は対象外

お問合せ 環境保全課(1階) ☎65-6513



⑩長浜市産材利用促進事業補助金

長浜市産材を利用した住宅等を新築、増築、改築される場合に補助します。

- 【対象者】 ①事業完了時に市内に住所を有し、自ら居住する人
 ②自己所有地でない場合は土地所有者の承諾を得ている人
 ③市税等の滞納がない人
 ④事業の効果に関する普及啓発に協力できる人

【対象住宅】 長浜市産材(スギ、ヒノキ等の木材)を2㎡以上使用した住宅等の新築、増築、改築

- 【対象経費】 建築工事費のうち、木工事、内装工事、外装工事に要する費用
 【補助金額】 長浜市産材使用量に応じ、最大30万円

お問合せ 森林田園整備課(2階) ☎65-6526



耐震

⑪木造住宅たいしん診断事業(無料)

昭和56年以前の木造住宅の耐震化を促進するため、診断希望者に滋賀県の登録耐震診断員を派遣し、無料診断や補強案作成を行います。

- 【要件】 昭和56年5月31日以前に着手・完成しているもの、延べ床面積の半分以上が住宅用途のもの、階数が2階以下で延べ床面積が300㎡以下のもの、木造軸組工法のもの(すべて満たすこと)

お問合せ 建築課(2階) ☎65-6543



⑫木造住宅の耐震改修工事に対する補助金

耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事等の費用の一部を補助します。

- 【対象工事】 耐震改修工事(上部構造評点等を1.0以上とするための耐震改修工事)
 【補助金額】 補助対象経費の80%(限度額115万円 ※多雪区域140万円)
 ※割増メニューあり

お問合せ 建築課(2階) ☎65-6543



⑬耐震シェルター等の普及事業費補助金

耐震シェルター等の本体の購入及びその設置に要する費用を補助します。

- 【要件】 昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断により構造評点が0.7未満と診断された市内の個人木造住宅
 ※長浜市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないものに限る。

【補助金額】 対象経費の10/10(限度額20万円)

お問合せ 防災危機管理課(3階) ☎65-6555



⑭ブロック塀等の安全確保に対する補助金

地震等によるブロック塀等の倒壊を防ぐため、避難路等に面した耐震性の不足するブロック塀等について、除却・改修を行う場合工事費の一部を助成します。

【対象工事】 避難路等に面するブロック塀等を除却、建替え(除去後に新設するもの)、改修するための工事

【補助金額】 補助対象工事費(ブロック塀長さ1mあたり8万円を限度)の2/3(限度額10万円)

お問合せ 建築課(2階) ☎65-6543



すまいづくりのお手伝い

バリアフリー

⑮長浜市しょうがい者日常生活用具給付等事業

しょうがい者の自立生活を支援するための住宅改修費を給付します。

- 【給付対象】 既存住宅の風呂・便所・居室・玄関・廊下等の改造、手すり・スロープ等の取付け、段差の解消等
- 【給付額】 対象経費の9/10(限度額20万円)
- 【対象者】 下肢、体幹、脳病変による移動機能障害1・2・3級等

お問合せ しょうがい福祉課(1階) ☎65-6372



⑯長浜市在宅重度しょうがい者住宅改造費助成

在宅重度心身しょうがい者を支援するための住宅改造に助成します。

- 【助成対象】 既存住宅の便所、風呂等の改造(しょうがい者向き)
- 【助成金額】 対象経費の1/2(限度額46万6千円)
- 【対象者】 肢体不自由1・2級又は視覚障害1・2級、療育手帳A1・A2

お問合せ しょうがい福祉課(1階) ☎65-6372



⑰長浜市高齢者小規模住宅改造経費助成

寝たきり高齢者等の生活利便の向上や介護負担の軽減のための住宅改造に助成します。

- 【助成対象】 手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、引き戸等への取替え、洋式便器への取替え等
- 【助成金額】 対象経費の1/2(限度額23万2千円)
- 【対象者】 要介護2以上で65歳以上の寝たきり、準寝たきり高齢者

お問合せ 介護保険課(1階) ☎65-8252



⑱介護保険制度を利用した住宅改修費支給

介護が必要な人の転倒予防等を目的に行う小規模な住宅改修にかかる費用を支給します。

- 【支給対象】 手すりの取付け、段差の解消、床等の材料変更、引き戸等への取替え、洋式便器への取替え等
- 【支給額】 対象経費の9/10(限度額18万円) または、8/10(限度額16万円) または、7/10(限度額14万円)
- 【対象者】 要支援1・2、要介護1~5の認定者

お問合せ 介護保険課(1階) ☎65-8252



移住・定住

⑲長浜市結婚等新生活支援事業

長浜市内で結婚およびパートナーシップ宣誓をされた世帯の、新居の賃料または引越費用の一部を助成します。

- 【補助対象者】 ①婚姻等に夫婦等の年齢がともに39歳以下
- ②夫婦等の合計所得が500万円未満等
- 【補助金額】 最大30万円(夫婦等ともに29歳以下の場合最大60万円)

お問合せ 未来こども若者課(4階) ☎65-6371



水洗化

⑳長浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

生活排水を浄化するため合併処理浄化槽を設置する場合に補助します。

- 【対象地域】 次の区域を除く地域……公共下水道認可区域・農業集落排水供用開始区域
- 【対象設備】 処理対象人数50人以下で、BODの除去率が90%以上、放流水のBODが日間平均値1リットルあたり20ミリグラム以下の機能を有している住宅用合併処理浄化槽
- ※10人槽以下の場合、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されたもの、10人槽超の場合、浄化槽法等の構造基準に適合しているもの。
- 【補助金額】 414,000円(5人槽)、474,000円(6~7人槽)、660,000円(8人槽以上)

お問合せ 環境保全課(1階) ☎65-6513



税制度

㉑改修工事を行った住宅の固定資産税減税制度

要件を満たす住宅改修の場合、固定資産税が一部減額されます。※令和8年3月31日までに、(1)~(3)の改修工事を施工された場合、面積要件等が異なりますのでご注意ください。なお、次の(1)~(3)いずれの改修についても、工事完了後3か月以内の申請が必要です。申請期限にご注意ください。

- (1)バリアフリー改修
新築された日から10年以上経過した住宅で、2031年3月31日までにバリアフリー工事を施工された場合
※対象家は、「65歳以上の高齢者」・「要介護認定者」・「障害者手帳の被交付者のいずれかが居住する家庭」
- (2)省エネ改修
2014年4月1日以前に建てられた住宅で、2031年3月31日までに省エネ改修工事(窓の断熱性を高める工事や、それに伴う床等の断熱改修工事)が施工された場合
- (3)耐震改修
1982年1月1日以前に建てられた住宅で、2031年3月31日までに耐震改修工事を施工された場合
申請の際には、その他の要件や必要書類もありますので、必ず着工前に税務課までお尋ねください。

お問合せ 税務課(1階) ☎65-6523



【国】㉒住宅ローン減税制度

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、世帯構成の変化等を踏まえ幅広い住まいの選択肢を提供するため、住宅ローン減税を5年間延長するとともに、省エネ性能に応じて借入限度額・控除期間の拡充や床面積要件の緩和をおこないます。

借入率: 0.7%	2026 (R6)	2027 (R6)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
借入限度額	長期優良住宅・低炭素住宅	4,500万円 (5,000万円) × 13年	4,500万円 (5,000万円) × 13年	4,500万円 (5,000万円) × 13年	4,500万円 (5,000万円) × 13年
	省エネ水準高水準住宅	3,500万円 (4,000万円) × 13年	3,500万円 (4,000万円) × 13年	3,500万円 (4,000万円) × 13年	3,500万円 (4,000万円) × 13年
	省エネ水準適合住宅	2,000万円 (3,000万円) × 13年	2,000万円 (3,000万円) × 13年	2,000万円 (3,000万円) × 13年	2,000万円 (3,000万円) × 13年
	その他住宅	2,000万円 (3,000万円) × 13年	2,000万円 (3,000万円) × 13年	2,000万円 (3,000万円) × 13年	2,000万円 (3,000万円) × 13年
床面積要件	40㎡以上 (住宅・併用: 40㎡以上、借入: 40㎡以上、借入: 40㎡以上)				
控除要件	2,000万円				

お問合せ 国土交通省住宅局住宅経済・法制課 ☎03-5253-8111

